

自転車の違反に交通反則通告書と反則金!

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科されない制度です。
- **令和8(2026)年4月1日から施行**
- **16歳以上の運転者**による**113種類**の交通違反が対象となります。



主な違反行為について

1 携帯電話使用 反則金 12,000円	2 一時不停止 反則金 5,000円 必ず止まって安全確認!!	3 信号無視 反則金 6,000円	4 シャ断踏切立入り 反則金 7,000円
5 右側通行 反則金 6,000円	6 傘さし 反則金 5,000円	7 無灯火 反則金 5,000円	8 並進 反則金 3,000円

注意

交通違反に対する反則金は金融機関で納めることになっています。

警察官がその場で反則金を徴収することはありません。

特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- **乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください。**
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。

詳しい交通ルールについては警察庁ホームページを
ご確認ください。➡



詳しい車両型式情報は国土交通省ホームページを
ご確認ください。➡



特定小型原動機付自転車の保安基準項目



栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金



事務局 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号

TEL 028-623-2185

栃木県のホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

FAX 028-623-2182